

電子帳簿等保存制度の実務ポイント

～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し～

令和3年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の宥恕期間があります)。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について令和5年度税制改正とあわせ分かりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和5年 12月15日(金)
15:00～17:00

場所 道北経済センター 2階大ホール
(旭川市常盤通1丁目)

受講料 **無料** (会員・非会員問わず)

定員 30名(先着順)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入いただき、
FAXにてお申し込みください。

■お問い合わせ TEL:0166-22-8414

主催 旭川商工会議所

＜講師＞

ほし ただし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

- 電子帳簿等保存制度とは
- 電子帳簿等保存制度に関する改正内容
 - 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項
 - スキャナ保存(区分②)に関する改正事項
 - 電子取引(区分③)に関する改正事項
- 電子取引データ保存制度における保存要件
 - 真実性の要件
 - 可視性の要件
- 電子取引に係るデータ保存対象の有無
 - 原則的な取り扱い
 - 主な電子取引情報の保存方法
 - 押印書類の控への保存方法
- 電子取引のデータ保存の事例での確認
 - 電子取引制度とFAXについて
 - ネットバンキング等の対応
 - クレジットカードの利用(ETCの利用)
 - インターネット通販の取引情報の保存方法
- 電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置創設
 - 新猶予措置の適用者
 - 売上高5,000万以下の事業者
 - みなし規定(上記以外の事業者)
 - 優良な電子帳簿の対象帳簿の合理化・明確化

(R5.12.15)『電子帳簿等保存制度の実務ポイント』 受講申込書

FAX:0166-22-2600

旭川商工会議所 行

申込日(R5/ /)

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事業所名 | | T E L | |
| 住所 | 〒 - | F A X | |
| 受講者名 | (フリガナ) | 受講者名 | (フリガナ) |

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。